

2024年7月10日

さいたま市教育委員会 竹居秀子教育長 様

中学校いじめ被害生徒保護者

調査報告書に対する所見

はじめに、調査委員会の委員の皆様には深くお礼申し上げます。

息子のいじめの理由・原因が知りたく教育委員会（指導2課）にいじめの調査を平成30年5月にお願いましたが、4年経っても調査が進まず、第3者委員会での調査を依頼しましたが、時間の壁、先生方の虚偽の回答により調査目的は達せられませんでした。

校長・先生方・教育委員会の対応には理不尽で納得できない部分が多々あります。

1. いじめ調査依頼の経緯

息子[]は平成19年4月にさいたま市立[]中学校（以下、[]中学校という）に入学し、好きだったバスケット部に入部し部活動を開始しました。

部活動を始めて1か月余りが過ぎた頃から、部活内と教室でいやなことを言われる（汚いあだ名）、バスケットボールをドッチボールのように当てられる、取れないところにボールをパスされる等のいじめがあり、登校できない日や、登校しても教室（バスケット部のいじめをする生徒がいる）に入れない日が続くようになりました。

6月16日[]中学校に伺いいじめの相談（[]先生（学年主任）・[]先生（担任））し、いじめを止めるようお願いしました。後日学年集会でいじめを止める旨話をしたと報告を受けました。

その後学校側からバスケット部内で8名の同級生が係わっていたとのことで、息子に謝るよう言ったとの連絡を受けました。学校で謝った生徒もいれば、1名の生徒は自宅まで謝りに来ました。また、息子への謝罪の場から逃げた生徒もいたと息子は言っていました。

その後も息子は学校に登校できない日や、登校しても教室に入れない日が続き、学校での状況を確認したく、6月30日に私も部活動中の[]中学校の体育館に行き、バスケット部顧問の[]先生とこれまでの経緯と状況を確認したりしました。謝罪があつてからはいじめは無かったようであるが、夏休み入った7月29日、顧問の[]先生がその日は休みで部活動に来られないとの連絡があったので、私はいじめを心配し、部活動を休むよう息子に薦めましたが、当人は大丈夫と出かけて行きました。

しかし、その日以降部活動に行けなくなり、部屋に引きこもったり、部屋にバリケードを作っ出てこなかったりと、気持ちも不安定になりました。この日の部活動でいじめが行われたのは明らかであると推測する。

不登校（私は登校拒否と考える）になってからも、部屋に引きこもりにならないよう、体調がよい日は極力外に連れ出そうと、妻と協力しテニスに誘ったり、ハイキングをしたりと気分転換を

図ったりしました。

2学期以降、翌年の5月まで不登校、登校しても相談室で過ごす日が続きましたが、その間、仲の良かった友達が登校を誘ってくれたり、遊びに誘ってくれたりし、2年生の5月からは徐々に登校出来るようになりました。

その間、学校側とはいじめの対応、登校、進級等について話し合いを繰り返しましたし、当時■■■にあった相談室（現在の教育支援センター）にも相談（平成19年7月9日より月1回翌年の4月まで）に行きました。

相談室では■■■先生が対応していただき、息子の不登校の経緯等を説明しました。■■■先生からは、相談内容は■■■中学校・教育委員会と連携し対応していくこと、息子が登校出来るよういろいろとアドバイスもいただきました。

その後、■■■中学校とは、2年生の進級にあたって、担任を代えてもらうこと、同じクラスでいじめを行った生徒（特にいじめの激しかった生徒）とは2年生で同じクラスにならないようにすることを■■■校長にお願いしました。

■■■校長からは、希望通りするのは難しい（バスケット部のいじめを行った8名、4クラスなので2名とは同じくなる）と言われましたが、2年生のクラスは指導力のある■■■先生と、同じクラスでいじめをしていた生徒とも別クラスとなり、2年生からのクラスは落ち着いた雰囲気です。授業等受けられるようになり、友達の誘い等もあり、5月からは少しずつ登校できるようになり、2学期からはほぼ登校でき、教室で授業を受けられるようになりました。

平成20年3月19日に行われた1年生の父兄会（1年生の学年主任・担任の先生・他の先生出席）では、懇談の場で父兄からの意見として、私から息子がいじめで登校できていないこと、家庭が崩壊したこと、皆さんのお子さんがいじめにあつて不登校になったら家庭がどうなるか考えていただきたい旨話しをしました。父兄会のあと、廊下で■■■先生からは、頑張りましょうとの言葉もかけていただきました。

2年生になった平成20年6月19日の学校開放日に■■■校長、■■■先生と会いましたので、その場で、バスケ部内のいじめは、いじめを指図した生徒（上級生2名、同級生1名）がいるとの父兄からの情報を伝え、確認をお願いしています。

平成22年3月、■■■中学卒業後、公立高校は不登校の問題（妻の知り合いの高校の先生から出席日数等から公立校への進学は難しいのではないかとのお話あり）もあり、私立校の■■■高等学校に進学することになりました。

高校では■■■をやりたいとのことで、■■■部に入部しましたが、部活動内の上下関係等で3カ月余りで退部してしまいました。

■■■年生の時に息子に■■■部の退部のことに関して話を聞いたことがありますが、息子は「同級生となじめない、理由（中学生の時のいじめ）は分るだろうもう聞かないでくれ」と言われ、その後はいじめに関する話はしませんでした。

高校卒業後、学校の推薦もあり[]大学に入学しました。

新しい環境になり大学になじめるか心配はありましたが、18歳となり家では普通に過ごしているようにみえたので、新しい環境でも大丈夫かなと思い見守っていましたが、入学後の2カ月半余り過ぎた6月に自死してしまいました。

遺言等はありませんでしたので、直接理由は分りませんが、大学に入ったらまたバスケットをやりたいと、バスケットのサークルに所属し、5月上旬に1度練習に参加しましたが、それ以降は参加できておらず、大学（担当教授、学生課の課長との面会で確認）にも5月からは行っていませんでした。

息子の死後、ずっと息子がなぜ18歳で死なないといけなかったのか考えていました。

そんな時、知り合いから息子の自死の原因を明確にしてはとのアドバイスもあり、息子がなぜ[]中学校のバスケット部でいじめられたのか、原因・理由を知りたく、死後4年経った平成29年12月、[]中学校を尋ね、いじめの原因・理由を確認することとしました。当時の[]校長に息子の[]中学在学中のいじめの経緯を説明し、いじめた生徒から理由を聞けないかお願いしました。

[]校長には関係箇所（教育委員会・東京都子供支援センター）にあたっていたでき、翌年の1月17日にその結果を電話で連絡いただきました。

その報告は、卒業後5年以上たっているので、当時の記録が残っておらず、生徒の連絡先等もわからないとのこと。今後の調査依頼はさいたま市教育委員会に依頼してもらいたいと話がありました。最後に「いじめがあってから5年以上経っているので慰謝料は請求できない」と告げられました。慰謝料の件はその後教育委員会を通じその発言理由を尋ねましたが、特に意味はないとの回答（なぜそのような発言をしたのか理解できない）でした。

2. さいたま市教育委員会のいじめ調査対応の経緯

平成30年5月、教育委員会指導2課（担当者（[]））に息子の[]中学校在学時のいじめについて、その原因・理由を知りたいといじめの調査をお願いしました。

依頼から数カ月たっても連絡等ないので、指導2課の担当者に調査状況の問い合わせを行うが、毎回「調査中」との説明でした。

平成31年4月に担当者が異動。

1年半余り経った令和1年12月になっても指導2課より連絡等がないため、地元の[]市議（当時）に調査を進めていただけるようお願い（12月8日）したところ、12月24日に担当者（[]）より、調査を進めていると連絡（調査をお願いしてから1年半余り経つが調査を殆ど行っていないと受け取れる）がありました。

令和2年1月16日、[]中学校の[]校長・先生方の調査結果の報告がありましたが、報告内容は[]校長・先生方全員が息子の「いじめの記録・記憶がない、分からない」との報告でした。

当時、毎月のようにいじめで不登校になり、どうしたら登校できるようになるのか[]校長に相

談、学年主任の■■先生、クラス担当の■■先生にも相談したことを、記憶にない・覚えていないとは信じられませんでした。

私からは、当時、いじめの相談・学校へ行けるようになるための相談、平成20年3月19日の父兄会では、懇談の場でいじめについての話し（今回の調査委員会の調査にあたり、当時父兄会に出席しました父兄に、私が息子のいじめに関する話をしたことを記憶にあると確認しています）をしたことも、全て記憶にないとのことから再調査を依頼しました。

再調査にあたり、先生方が息子のいじめの記憶がない、分からないとのことでしたので、当時の学校側とのやり取りのメモを文書化（原文通り）し、教育委員会へ提出（2月）し、先生方に見ていただくことにしました。

同年6月17日にメモを見ての■■校長・先生方の再回答は、当時「いじめは無かった」と再調査の報告を受けました。また、さわやか相談室の■■先生も息子が相談室に来ていた理由は知らないとの報告を受けました。

これでは息子のいじめの理由・原因を確認してもらう前に、いじめは無かったとのことではいじめの原因・理由の確認はできないことから、なぜ■■校長・先生方は事実を言わず、虚偽の回答をするのか再度確認をお願いしましたが、再回答も「いじめは無かった」と変わりませんでした。

その後も、息子の■■年生への進級の判断、不登校中の欠席扱いについても指導2課に確認依頼をお願いしましたが、■■校長・先生方からは「記憶がない・分らない」との回答（都合悪いことは全て記憶がない、分からないと回答していると捉える）でした。

指導2課からの進級についての説明では、進級は校長・先生方の話し合いで進級を決めることとなっていると説明を受けています。■■校長・先生方が半年以上登校できていない息子の進級について、何をもって進級を判断したのか、記憶がない・分からないとの回答は信じられない。

指導2課による再調査中、自分でも当時の関係者に直接会って話を聞くことが出来るのではないかと思います。■■の相談室の■■先生に連絡を取ることとし、令和2年8月2日、新しくなった教育支援センターに伺い、受付の方に■■の相談室に勤務していました■■先生の知り合いがいないか確認をお願いしました。事務所内の方に確認していただいたところ、知っている方がいますと受付の方から返答があり、連絡先を知りたい旨お願いしました。その後担当責任者（■■）が出てこれ、私からこれまでの経緯を説明し■■先生の連絡先を連絡いただくよう願いました。

8月4日に教育支援センター（■■）より電話連絡があり、平成29年より相談室は移転し、以前のことは分らないと連絡がありました。受付の方は■■先生の知り合いが事務所にいると言っていましたと言っても、「■■先生のお名前は知っている（知り合いではない）が、■■先生は退職されていて連絡先はわからない」の一点張りでした。

■■校長・先生方の回答内容が事実と反する虚偽の回答ばかりであり、事実を話していただけないため、令和3年6月29日、第3者調査委員会で調査を行っていただきたいと指導2課の■■課

長にお願いしました。

指導2課からは、「調査委員会は設置できない」と回答がありました。その理由を伺いましたが、明確な説明がありませんでした。

設置にあたっての基準や手続き方法についても問い合わせしましたが明確な説明はありませんでした。

令和4年4月に指導2課の課長が交替（■■■■課長より■■■■課長）し、6月10日、指導2課との話し合いの場で、再度第3者委員会での調査をお願いしたところ、■■■■課長よりその場で設置を承諾していただきました。

令和4年12月7日調査委員会との面談があり、これまでの経緯を説明し、私の記録、後日妻の記録を提出している。

令和5年12月28日、調査委員会の仮報告の説明を受け、追記・修正等があれば連絡いただきたいとの説明もありました。

私の調査依頼内容と調査報告で報告いただいた、第1当委員会設置に至る経緯 2当該父親の申告内容、に齟齬があることから、追記修正文を令和6年1月3日神尾座長にメールで送信し追記・修正をお願いしました。

令和6年3月5日に調査委員会の調査報告を受けました。

報告では息子が部活中に汚い名前（あだ名）で呼ばれていて、いじめにあたると報告を受けました。あまりにも汚い呼び方で憤りが止みません。担任の■■■■先生（現在は教員を退職している）からは、いじめ（クラス内）の謝罪をするよう2名の生徒に言い、先生立ち合いで謝罪（謝罪の場に問題ありとの報告あり）が行われたこと、スクールカウンセラーの先生からもいじめを認める回答があったことが報告されました。

また、いじめを行ったバスケ部の生徒からはアンケートの回答はなかったが、いじめを行っていたことを認定出来る（欠席裁判で）と報告もありました。

■■■■校長・先生方からは、いじめは無かったとする虚偽の回答であり、事実は回答してもらえませんでした。

調査報告の第1当委員会設置に至る経緯 2当該父親の申告内容、は仮報告（追記・修正なし）のままでしたので、委員会の先生に確認したところ、報告書の当該父親の申告内容はさいたま市からの依頼内容であり、修正等はできない旨説明ありました。この件は後日指導2課と確認することとしました。後日担当者に説明・確認を行いました。指導2課の担当者（■■■■）からは教育委員会からは調査会に調査内容を依頼することはなく、父親の申し出内容で調査委員会が調査を行っているとは回答(3月28日)がありました。

上記のこともあり、これまでの面談の記録の開示、虚偽の回答をした■■■■校長・先生方の処分、い

じめの対策等伺いたく、4月17日に指導2課[]課長・担当者（[]）と話し合いを行いました。が、これまでの面談の記録については、1月16日（後に記録がないことが判明）、6月17日の2回を除き、6回分の面談の日時・面談者の記録はあるが、当日の話し合いの記録は残されていないと説明がありました。記録は5年間保存されると聞いていましたが、なぜ保管されていないのか説明を求めても理由は不明とのことでありましたが、記録保管の再確認をお願いし、5月17日連絡（メール）があり、記録を作成していないことが判明しました。

また、処分についても「教職員が当時の記憶を遡って回答したことは、事実をねつ造して虚偽の報告を行ったことにはならず、『さいたま市教職員の懲戒処分の指針』第2標準例（6）虚偽報告にあたらないため、処分することはございません。」と回答がありました。

3. 調査委員会の調査にあたっての独自調査等について

調査委員会の調査にあたり、アンケート対象者への調査依頼を直接私からも協力をお願いすることとし、所在の分かる生徒本人と同級生、上級生の生徒（計3名）の父兄宅に伺い協力をお願いしました。

バスケット部で仲の良かったC君とは[]電話で話を聞くことが出来ました。C君はバスケット部内で息子が[]と話してくれましたが、[]と詳細は話してくれませんでした。

[]生徒Bのは、[]と[]されました。
上級生Dのからは、[]、Dは息子が[]
[]報告を受け、最後に[]
[]と言われる。

4. 調査報告書について

- ① 令和6年3月5日に行われた調査報告の場で、第1当委員会設置に至る経緯 2当該父親の申告内容について、令和5年12月28日の仮報告受け、父親の調査依頼内容（申告内容）に関し、1月3日追記・修正等を神尾座長に連絡していましたが、追記・修正されていないため、3月5日の調査報告の場で確認を行ったところ、神尾座長よりいじめの調査は教育委員会より依頼された内容に沿って調査を行ったもので、父親の申告内容は調査の中で検討することとしていたとの説明があった。

報告会后、指導2課の担当者（[]）に調査依頼の経緯を確認したが、指導2課では依頼してなく、調査会への関与もしておらず、調査会と当該父親の話し合いで調査内容は決まっていると説明がありました。

調査はいじめの有無についての調査報告となっており、私の依頼したいじめの原因・理由を知りたいとの調査内容にはなっていない。

調査会へのいじめの調査依頼は指導2課より依頼された調査内容であることから、私の申し出であるいじめの原因・理由の調査内容による再調査をお願い（5月22日）したが、指導2課より再調査できないと回答（6月4日）がありました。

こと、〇〇中学校の〇〇校長・先生方からの虚偽の回答もあり、また、調査委員会へのいじめ調査依頼内容についても、教育委員会からの調査依頼内容で進められ、私からのいじめの原因・理由を調べる依頼内容になっていなかったことは残念である。

調査報告会後の指導 2 課の対応を含め調査報告について、下記の意見を提出します。

- ① 教育委員会にいじめ対応の専門担当者をおくこと
- ② 先生方のいじめ防止法の研修の充実を図ること及び法令順守研修をおこなうこと
- ③ いじめ記録の保存期間を現行 5 年を最大 15 年にすること
- ④ いじめの調査委員会設置の明確化を図ること
- ⑤ さわやか相談室の先生の充実を図ること
- ⑥ 教育委員会の体制改善を図ること
- ⑦ 先生方に生徒に寄り添える先生になってもらいたいこと
- ⑧ 関係者の処分を求めること

<意見理由>

- ① 項について、息子〇〇の〇〇中学在学中のいじめに関する原因・理由の調査を教育委員会（指導 2 課）にお願いしたが、調査状況を担当者に問い合わせをしても、「調査中」を繰り返すばかりで、1 年半後、当時中央区選出の〇〇市議にお願いし、調査を進めていただくよう教育委員会に進言して頂き、調査が進みました。担当者も毎年転勤（6 年間で 6 人）で変わってしまい、引継ぎをしていない担当者もいて、その都度いじめの原因・理由調査の依頼内容の説明を行ってきた。

担当者の怠慢と言っても過言ではなく、業務遂行を組織的にも報告・連絡・調整等ができていないと思われる。再調査依頼後は責任者の指導 2 課の課長の出席をお願いし、話し合いを行っている。

指導 2 課の担当者は毎年転勤で交代しており、いじめ問題を専門的に対応できる担当者がいないため、いじめ問題に対応していただける専門の担当者を配置すべきである。

なお、専門の担当者の配置については、教育委員会の HP で情報公開されている南浦和中学校でのいじめ調査報告でも調査委員より危機管理官のような専門スタッフの育成するよう提言されているが、今日まで専門スタッフは配置されていないと、本調査報告会（令和 6 年 3 月 5 日）の場で指導 2 課担当者（〇〇）より説明を受けている。

- ② 項について、教育委員会の調査で〇〇校長・先生方が、当初はいじめの記録、記憶がない、分からないとの回答であったため、再調査（当時の〇〇中学校との対応メモの記録を提出）を依頼したが、その後の指導 2 課の再調査報告では、いじめはなかったとの報告（調査委員会での調査でも同じ回答）であった。〇〇校長とのいじめや登校の相談、学年主任〇〇先生・担任の〇〇先生とのいじめや登校の相談、バスケット部顧問の〇〇先生とのいじめの相談・部活動状況確認を行っていたが、すべて否定する報告であり、〇〇校長・先生方全員が虚偽の回答（担任の〇〇先生は一部認める回答）をしている。

いじめ防止推進法（平成 29 年施行）では先生は、いじめ防止法の研修（18 条）を行うことになっているが、いじめ防止法を理解している対応とは言えない。また、事実と反する虚偽の回答を言うようでは法令順守しているとは到底言えず、社会人として法令順守の研修（学校教育活動に係わる法令順守（スクール・コンプライアンス）（懲戒と体罰）の研修がある）等受けるべきと考える。教育支援センターの職員も同様に考える。

いじめ防止対策推進法の研修について、調査報告会の場で指導 2 課の担当者に確認しましたが、法施行後 6 年余りでさいたま市の研修会の受講状況は約 8 割程度と説明がありましたが、6 年余りで 8 割程度は多いのか少ないのか判断できませんが、早期に全員が研修を受講し、教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実を図るべきと考える。

- ③ 項について、いじめに関する記録については、現行 5 年間の保存期間となっているとのこと、本件調査にあたっては 5 年以上が経過しているのので、調査会の調査では記録が保存されていないとのことで、調査が難航したとの報告を受けました。いじめはすぐになくなるものではなく、いじめを受けた生徒の「心の傷・痛み」は小学校、中学校、高校、大学、その後も続いていると思われ、長い目で対応していただく必要があると考える。大人の引きこもり問題がありますが、少なからず学生時代のいじめが原因との方が多くいます。

学生時代のいじめ対策には、小学校・中学校・高校間の情報共有も重要と考え、保存期間を最大 15 年にすれば学校間の情報共有化も図れると考える。

指導 2 課との話し合い場で、保存期間の長期化を提案しましたが、資料が膨大になつこと、保管場所の問題もあり無理と言われましたが、記録を電子化（指導 2 課との対応は電子文書での対応、回答等は PDF で受け取っている。）し保存すれば保管場所の問題は解消され则认为る。

また、記録について、本件のいじめの原因調査について、平成 30 年 5 月から令和 6 年 4 月まで 8 回、教育委員会指導 2 課の課長・担当者と面談で話し合いを行いました。調査報告書に関連しこれまでの面談の記録の開示を求めましたが、令和 6 年 4 月 17 日の話し合いの場で、令和 2 年 1 月 16 日（後に記録がないことが判明）、6 月 17 日（記録者同席）の 2 回以外（令和 6 年 4 月は除く）は、面談日時、面談者の記録はあるが、話し合いの記録は残っていないと説明がありました。記録は 5 年間保存されると伺っていたので、残されていないのはなぜか理由を確認したところ、記録を作成していなかったことが判明しました。そもそも記録を作成しないことが問題ではないか、なぜ作成していなかったのか原因調査を行い、記録を確実に作成し保管（学校も同じ）することを要望する。

- ④ 項について、■■■■校長・先生方が事実を話してくれないため、いじめの調査委員会設置を依頼したが、当初依頼時の指導 2 課■■■■課長は設置を認めていただけなく、設置の基準や申請手順等も伺ったが明快な回答がないまま押し問答のような状態が 1 年余り続いた。その後指導 2 課長が交替（■■■■課長）し再度依頼したところ、調査会を設置し調査をしていただくことになりました。

いじめの調査委員会設置を明確（課長の個人的権限で判断していると感じた）にし、いじめを

担当する参事もいると伺っていますので、関係者でいじめ防止対策推進法等に照らせ合わせ速やかに調査委員会を設置して調査を行うようにしていただきたい。

- ⑤ 項について、息子がいじめで不登校や登校しても教室に入れず相談室で過ごしていました。私も相談室に伺い、学校での息子の相談室での様子を伺ったりしました。

相談室の■■先生からは、息子が相談室に来た理由は分らないと回答があったと、指導2課より説明を受けました。

教育委員会のHPにさわやか相談室の説明が掲載されています。「市立全中・中等教育学校内にある「さわやか相談室」において、さわやか相談員が、中学校区内の児童生徒及び保護者を対象に教育相談を行います」と掲載されています。

当時、息子が相談室に行っていた理由（いじめが原因）がわからないまま、相談室で対応していたと受け取れ、原因もわからず対応（何もしていなかったとともとれる）しては、いじめ問題の対応・対策は図れないと考える。

相談室の先生は何のためにいるのか、相談員として広い知識と対応力が必要と考える。

- ⑥ 項について、1項にも関連しますが、指導2課の担当者から調査状況の報告を連絡いただきましたが、当初の1年半余り「調査中」との報告ばかりで、調査がどこまで実施されていることも確認できないため、責任者である指導2課長に話し合いの場に出席をお願いし、話も進むようになりましたが、調査報告会には課長の出席はなく（所用で出席できないとのこと）、いじめがどのように行われていたのか、■■校長・先生方の虚偽の回答、現在でも勤務されている先生もいることから、教育委員会として今後どのような対応を行うのか調査報告会の場で確認したかったのですが出来ませんでした。いじめの調査報告にあたって担当部署の責任者が出席しなくていいのか疑問を感じる。関係者が全員出席し、問題とその改善を共有し改善ができる組織・体制とすべきと考える。

教育委員会にいじめの原因・理由の調査をお願いしてから、調査委員会の報告を受けるまでに約6年余りかかったこと、調査報告にもありますが、教育委員会の対応があまりにも時間がかりすぎ（調査委員会から指摘報告あり）だと考える。

- ⑦ 項について、学校は安心・安全そして、信頼置ける場で教育を受ける場所と考える。すべての先生が本件の■■中学校の■■校長・先生方と同じとは思いませんが、現在も当時の先生方が教員を続けられている。

教育委員会の調査に、記憶がない・分からない・いじめは無かったと言っていた■■校長が、調査委員会の調査が始まると菩提寺を知りたいと調査委員会より連絡がありましたが、教育委員会に調査を依頼してから5年余り、教え子が亡くなくてもお悔やみの一言も言えない■■校長・先生方では断りました。

せめてお悔やみの言える先生になっていただきたいと希望するとともに、いじめを受けた生徒に寄り添った先生方になってもらいたいと希望する。

なお、最初に相談に伺った■■中学校の■■校長の「慰謝料請求は5年経っているので請求でき

ない」との説明は、後に特に意味はないと説明を受けたが、私が慰謝料を請求するためいじめの調査をお願いしたと思われたのであれば、それは心外であり遺族を逆撫でする発言である。

- ⑧ 項について、調査にあたって■■校長・先生方が、記憶がなく・分からない・いじめも無かったとの話しであれば、当時の■■中学校でのいじめの相談の記録は作成していないと推測する。

また、指導2課との話し合いの場（令和3年11月29日）で、「いじめの判断は教育委員会で行うのではなく、学校で判断する、学校ではいじめとは言わないようにしている」との説明がありました。

いじめと言わないのでは、加害者の生徒はいじめと認識しないと思われるので、いじめとはっきり言うべきであり、父兄にも連絡することにしなくては、いじめは無くならないと考える。調査報告書の指導2課との報告内容の確認（令和6年4月17日）の場で、虚偽の回答をおこなった■■校長・先生方の処分について説明を受けたが、調査報告に対するいじめの改善対策は行うが、個人の処分は行わないと説明がありました。

虚偽の回答をする■■校長・先生方は虚偽の回答をしても何も処分されないのでは、またいじめが起こっても虚偽の報告を繰り返すこととなる。民間企業では、コンプライアンス違反や、ハラスメント等の処分は厳しい重い処分となっている。

本件の■■校長・先生方が何の処分も課せられないのはおかしく、退職した■■校長・先生方を含め、厳正な処分を求める。

最後に、息子■■へのいじめの原因・理由を知りたく、いじめの調査を教育委員会にお願いして6年半余り、仏壇の息子に手を合わせるたび、なぜ先生方は事実のことを話してくれないのか、信じられない思いで手を合わせています。

■■校長・先生方の対応、教育委員会の対応は考えられないことばかりであり、このような組織ではいじめは無くならないと思う。

なによりも学校に通う生徒の保護者は、子供を安心・安全・信頼のおける学校を信じて通わせている。

いじめを行った同級生8名、いじめを指図した上級生2名と同級生1名の生徒を許すことはできない。

特にいじめは無かったと虚偽を言っても許される先生、そのような教育者で本当にいいのでしょうか。

いじめがなかったとする■■校長・先生方はいじめを行った生徒を擁護するものであり、先生方もいじめを行っていたと受け取れ、息子は先生方に死に追いやられたとも思えるとともに、今も遺族に対していじめを行っていると許せない気持ちでいる。

以上